

第2号議案

竹原都市計画公園の変更について（諮問）

竹 都 第 6 2 5 号
令和 7 年 3 月 1 9 日

竹原市都市計画審議会会長 様

竹 原 市 長
(都 市 整 備 課)



竹原都市計画公園の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項
において準用する同法第19条第1項の規定によって、貴会の意見を求めます。

竹原都市計画公園の変更（竹原市決定）

都市計画公園に、2・2・5 号中須公園を削除し、2・2・5 号中須公園を追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・5	中須公園	竹原市竹原町字吉崎	約0.19ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

- ・理由は別紙（理由書）のとおり。

■理由書

削除－2・2・5号 中須公園

追加－2・2・5号 中須公園

竹原市では、「第6次竹原市総合計画」において、「誰もが安全・安心で快適に生活できるまち」を将来像として掲げ、その一環として「公園施設の適正配置の検討」に取り組むこととしている。

加えて、平成28年11月に策定した「第3次竹原市都市計画マスタープラン」では、公園の全体面積は一定水準に達している一方、中心市街地や住宅地などの生活に身近な公園が不足しており、都市環境の保全、防災空間の確保等、多様な役割に対応した公園の整備・活用を推進していくこととしている。

また、令和4年3月に改訂した「第2次竹原市緑の基本計画」では住区基幹公園の徒歩圏内への均等配置に努めることとしており、将来における利用者数、誘致圏や生活単位に応じた地域区分、竹原市立地適正化計画における居住誘導区域、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクなどに配慮しながら均等配置を行い、公園や広場の質的、量的な不足及び適正な再配置を検討すると共に、多様化する住民ニーズや厳しい財政状況、多発する災害リスク等に対応するため、老朽化する公園施設の計画的な改修及び維持管理を行うこととしている。

中須公園は、昭和52年に都市計画決定され、街区公園として近隣の地域住民や、竹原西小学校の児童等の憩い・レクリエーションの場として機能していただけでなく、「竹原市地域防災計画」において災害時の指定避難場所に指定されていた。

今回の変更は、こうした上位関連計画に基づき、地域住民の利便性や快適性、健全な遊び場の確保等の都市環境の保全に加えて、がけ崩れ等の災害時の防災空間としての効果を高めることを目的として、一人あたりの公園面積、誘致距離、災害リスクの高いエリアからの避難距離、街区公園の充足状況など検討のうえ、公園の再配置を行い、都市計画変更を行うものである。

なお、既存の中須公園は、整備後、50年近くが経過し、公園施設の老朽化が進行していたことから、令和4年度に公園施設の撤去及び土地所有者への返還と都市公園法上の廃止手続き済みであり、これまで担ってきた機能については、新たに整備予定の中須公園に移設するとともに新たな遊具の設置による快適性の向上や防災ベンチや備蓄倉庫の設置による防災機能の向上を図ることとした上で、都市計画から削除する。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	街区公園	2・2・5	中須公園	竹原市竹原町字吉崎	約0.19ha	追加
旧	街区公園	2・2・5	中須公園	竹原市塩町二丁目	約0.20ha	削除



